県内中小企業の皆様へ

5次公募

中小企業者持続化補助金（災害支援枠）のご案内

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受け、
事業再建に取組む中小企業者の皆様を支援します。

★公募開始：令和7年4月28日（月）
★申請期間：令和7年4月28日（月）～6月9日（月）
※6次公募以降については追って公表いたします。

申請要件

1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外
（国の「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」をご活用ください。）
※令和6年奥能登豪雨災害からの復旧につき、
対象市町は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町

2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

事業計画は、最寄りの商工会・商工会議所の確認を受けていること。

補助額・補助率

①自社の事業用資産に損壊等の**直接的**な被害があった事業者

補助上限額 200万円　　補助率 1/2以内
※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の**間接的**な被害があった事業者

補助上限額 100万円　　補助率 1/2以内

補助対象経費

販路開拓や商品開発等の前向きな取組に係る経費

- 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、施設・設備の修繕費、車両購入費

<ISICO HP>

- 申請は、（公財）石川県産業創出支援機構で受付します。
- 公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

活用イメージ

➢ 策定した事業計画に基づいて実施する事業再建の取組みに必要な経費が補助対象となります。

事例①

※ 緑字が本補助金の対象経費

●被災により破損したカウンターショーケースを買換えるとともに、雨漏りで剥がれたクロスの張り替えや、新しいデザインの看板を設置することにより、営業再開と同時に集客の回復をはかった。

事例②

●主な取引先であった旅館の被災により販路が喪失。新たな取引先を獲得するため展示会へ出展。加えて、新商品の開発を行い、チラシを用いて宣伝することで、販路開拓につながり減少した売上が回復

補助対象となる期間の特例

●特例として令和6年1月1日の能登半島地震及び令和6年9月21日から23日の奥能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する費用についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災(被災)証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。

(いずれも自治体が発行するもの)

スケジュール(予定)

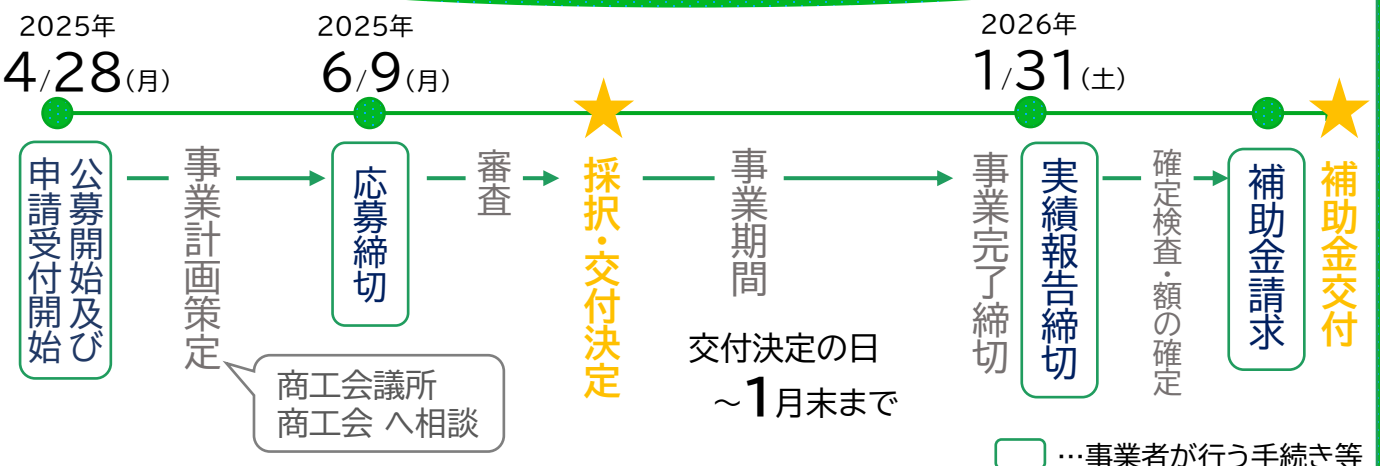

※補助金の支払いは、補助事業期間終了後、精算払(後払い)となります。

※採択後、事業実施期間内に完了しないことが見込まれた際は、事務局までご相談ください。

お問い合わせ先
■(公財)石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 :076-267-5551
■ 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ:076-225-1525